

町内会の課題解決を「協働」の力で

三川町協働のまちづくり推進事業

三川町では、町内会が抱える課題について、町民が自主的に解決する公益的な活動に対して支援を行います。町民と行政、地域が力を合わせ、より快適で安心・安全な生活環境の整備と、持続可能なまちづくりを推進していきます。

支援の内容

三川町協働のまちづくり推進事業では、町内会の抱える課題を“困りごと”と位置づけるとともに、多様化する“困りごと”に柔軟に対応していくため、「三川町町内会困りごと解決事業」として、次のような支援を行います。

◀ 三川町町内会困りごと解決事業（補助金の交付） ▶

① 困りごと解決事業

町内会の困りごとを、自主的に解決しようとする取り組みに対し、補助を行います。

【対象となる事業の要件】 下記の全ての要件を満たす必要があります。

- 公益的、社会貢献的な取り組みで、地域課題の解決につながる活動であること。
- 町民の満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる活動であること。
- 町内会の総意のもとに取り組む活動であること。
- 事業を提案する町内会自らが実施する活動であること。

◆ 次のような活動の場合、この事業の支援を受けることはできません。

対象外

- 営利目的、公益性が低いもの
- 学術的な研究活動
- 親睦会的な交流イベント
- 年度内に取り組みが完了しない見込みの事業
- 他の補助・助成等の支援を受けている事業
- ほか
- 政治、宗教、選挙活動
- 実施を伴わない調査活動
- 公序良俗や法令等に反する事業

【対象団体】 ○町内会 ※1町内会につき、年度内1回のみ

【補助率】 ○対象経費の半額を補助（上限10万円、千円未満切捨て）

② 公民館エアコン設置事業（事業期間：令和8～12年度限定）

町内会公民館へのエアコンを設置する場合の設置、撤去、修繕する場合に補助を行います。ただし、撤去のみは対象外とします。

【対象団体】 町内会 ※1町内会につき、事業期間中1回のみ

【補助率】 対象経費の1/2を補助（上限50万円、千円未満切捨て）

◀ その他の支援 ▶

○町広報媒体への掲載

町の広報紙やホームページに協力者の募集やイベントの開催案内などの情報を掲載することができます。

○必要な手続き等への支援

問い合わせや手続き等に関して、可能な範囲で役場がお手伝いします。

○他団体との連絡調整

事業の公益性を高めるため、必要に応じて役場が他の団体と連絡調整を行います。

○町有施設利用の連絡調整

公民館や体育施設など、町が管理する施設の利用について、他団体等との連絡調整を行います。

○町の後援及び共催、名義使用

申請に応じて、イベントなどにおける町の後援や共催などの支援を行います。

支援を受けるには

三川町協働のまちづくり推進事業の支援を受けたい場合は、事前に役場 企画調整課にご相談ください。申請書は、役場 企画調整課、もしくは町公式ホームページより入手できます。また、申請書を提出される場合は、書類内容を確認させていただくため、できるだけ直接、役場 企画調整課にご持参ください。

◆三川町公式ホームページ <https://www.town.mikawa.yamagata.jp/town/kikaku/chiiki/kyoudou.html>

申請・問合せ先

三川町役場 企画調整課 企画調整係

TEL : (0235) 35-7013 (直通)

FAX : (0235) 66-3138